

## 映像のまち地区地区計画（抜粋）

区域の整備、開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、足利市の市街地から西方約6km に位置し、首都圏からの自動車移動の玄関口となる北関東自動車道及び東北縦貫自動車道に直結する一般国道 50 号まで約2km と、交通便利性に優れた地域である。</p> <p>また、本地区は、昭和 48 年に県立足利西高等学校として開校したが、生徒数の減少、高校教育のニーズの多様化等に伴って平成 19 年に廃校となり、その後は、各種映像撮影のためのロケーションの場として旧校舎の利用が盛んに行われてきた。</p> <p>そのため、本地区計画においては、映像のまち構想の拠点として既存施設を有効利用するとともに、映像関連施設の整備及び集積を図ることで、将来に渡って適切に維持・保全していくことを目標とする。</p>	
地区整備計画	建築物等の制限に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外は建築してはならない。</p> <p>(1) 映画スタジオ、テレビスタジオその他これらに類するもの</p> <p>(2) 倉庫</p> <p>(3) 事務所</p> <p>(4) 前3号に掲げる建築物に附属するもの</p>
		壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、本地区の道路境界線までの距離は1メートル以上としなければならない。</p> <p>ただし、自転車置場、守衛所その他これらに類する附属建築物は、この限りではない。</p>
		建築物等の形態又は意匠の制限	<p>1. 建築物の外壁及び屋根並びに工作物の色彩は、原色を避け、周囲の環境に調和したものとしなければならない。</p> <p>2. 屋外広告物は、刺激的な色彩、形態又は装飾を用いるなど、美観・風致を損なう恐れのあるものは設置してはならない。</p>
		かき又はさくの構造の制限	<p>道路に面して設けるかき又はさく（出入口に設ける門柱、門扉その他これらに類するものを除く。）は、生け垣、フェンス又は鉄さく等、透視可能な構造とし、コンクリートブロック及びこれに類するものは設置してはならない。</p> <p>ただし、次に示すものは除く。</p> <p>(1) 敷地地盤面からの高さが0.6メートル以下の部分</p> <p>(2) 周辺への環境配慮や、災害等を防止する目的で設置する防火塀、防音壁その他これらに類するもの</p>